

ラーケーション ～体験活動推進日～ について

茨城県立勝田高等学校・同勝田中等教育学校

1 「体験活動推進日」とは

生徒が、校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保する目的で設定する日である。ただし、体験活動については、必ずしも保護者等の同行を求めるものではない。

2 内 容

年5日以内に限り、保護者等の申請によって、生徒が登校しなくても欠席とならない日を設定する。

3 申請方法

本校所定の申請用紙に保護者の署名を付して、原則1週間前までに担任に申請する。所定の申請用紙は、本校ホームページからダウンロードするか、担任から受け取る。

4 実施可能日

実施可能日は、以下に挙げる、本校での「体験活動推進日を設定することができない日（期間）」を除く平日とする。

- 4月中（オリエンテーションや健診等があるため）
- 長期休業に入る前の全校集会日（集会やHR／学活があり、重要な連絡等があるため）
- 勝苑祭、スポーツテスト、クラスマッチ、修学旅行、卒業式、フィールドスタディ（中等3年次）、異文化体験キャンプ（中等2年次）等の学校行事がある日
- 定期考査およびその前1週間、校内模試がある日（高校および中等後期課程）
- 定期考査およびその前1週間、学力推移調査、アドバンス模試がある日（中等前期）
- 本校内の部署で企画・応募する行事等に参加を希望する場合の説明会
- その他、予定表にない行事等が生じた場合（例：成績不振による特別補習。また、年間行事予定表内にある「単位認定考査」は成績不振者のみが該当する。）

5 その他

(1) 取得前

- 生徒及び保護者は、茨城県が作成する「パンフレット」「リーフレット」「体験活動推進日カード」を活用し、体験活動について計画する。その際、活動のリスクに応じた備え（保険加入等）をしておくこと。

(2) 取得

- 学校は、指導要録及び調査書等における取扱いについては、「出席停止・忌引等」とする。

(3) 取得後

- 学校は、学びの保障について、生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引等で登校しなかった場合と同様に対応する。
- 生徒は、体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りをする。